

巻末

1. 用語の解説
2. SDGs との対応表

1. 用語の解説

【オ】	
温室効果ガス	・ 二酸化炭素など、地球温暖化の原因とされているガス。
【カ】	
合併処理浄化槽	・ し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
【キ】	
狭あい道路	・ 道路幅員が 4mに満たない狭い道路のこと。
【ク】	
グリーンインフラ	・ 社会における様々な課題解決に活用可能な機能を有する緑地や水辺地など。
【ケ】	
景観計画	・ 景観法に基づき、景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画で定められた景観計画区域内では、建築される建築物等に対して、その形態や色彩、意匠などを規制することができる。
【コ】	
公共下水道	・ 主に市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。
耕作放棄地	・ 所有している農地のうち、過去1年以上作付けせず、今後も再作付けする考えのない農地のこと。「遊休農地」とほぼ同様の意味だが、一般的には、「耕作放棄地」は統計用語として、また「遊休農地」は法令用語として用いられる。
国土利用計画	・ 国土利用計画法に基づき、国、県、区市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画のこと。
コミュニティ	・ 地域共同体、地域共同社会のこと。
コミュニティバス	・ 既存の路線バスのみではカバーできない公共交通空白地域等において、主に地方公共団体の主体的な関わりのもとで運行される乗合バスのこと。
【サ】	
再生可能エネルギー	・ エネルギー源として持続的に利用できると認められるもので、太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをいう。
【シ】	
市街化区域	・ 都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域で、既に市街地を形成している区域と、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	・ 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地開発事業	・ 都市計画法に規定されている事業で、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の総称。一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物などの整備を一体的に行い、健全な市街地を形成することを目的とする。
【セ】	
生活雑排水	・ 家庭からの排水のうち、台所や洗濯・風呂などの排水。下水道整備や合併処理浄化槽の設置が行われていない場合、河川等に直接排水される。
【ソ】	
総合計画（市町村が定める総合計画）	・ 市町村が、その地域全体について、総合的かつ効率的な行政・財政の運営を目的として策定する最も基本的な計画で、市町村の将来の姿や実現に向けた政策等について示したもの。
【チ】	
地域公共交通	・ 地域住民の日常生活や社会生活における移動、また観光客の移動のための交通手段として利用される公共交通機関のこと。
地域地区	・ 都市計画法に基づく都市計画の種類の一つであり、都市計画区域内の土地をその利用目的に応じて区分し、建築物等の制限を設けることによって、健全かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。代表的な地域地区として、以下のものがある。 ■用途地域 ■特別用途地区 ■高度地区 ■防火地域、準防火地域 ■景観地区

	■風致地区 ■臨港地区 ■緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域 など
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度が増加することによって、地球の温度が上昇する現象のこと。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。
【テ】	
DID	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。市町村の区域内で、人口密度 4,000 人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。設定された人口集中地区の面積をDID面積、人口集中地区内の人口を面積で除したものをDID人口密度という。
【ト】	
都市機能	都市基盤、都市施設、都市交通、ライフライン、情報通信など、都市における生活や社会活動を支えるために必要な、さまざまな機能や役割を有するものの総称。
都市の低炭素化	都市活動に伴う温室効果ガス(主として二酸化炭素)の排出を抑制する取り組みのこと。
土地区画整理事業	都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つであり、昭和 29 年に成立した土地区画整理法に基づく事業である。事業の仕組み及び目的は、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図るものである。
【ハ】	
バリアフリー	高齢者や障がい者が社会参加する上での障壁(バリア)をなくすこと。
【ヒ】	
PI(パブリック・インボルブメント)	公共事業等において、施策の立案や事業の計画・実施の過程で、関係する住民や利用者に情報を公開した上で広く意見等を聴き、計画づくりや事業実施に反映させる手法のこと。
【フ】	
風致地区	都市計画法上の地域地区の一つであり、都市の風致を維持するために定める地区のこと。風致地区内において、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為を行おうとする場合には、あらかじめ市町村長(または都道府県知事)の許可を受けなければならない。
【マ】	
まちづくりNPO	営利を目的とせず、地域において公益的なまちづくり活動を行う民間団体のこと。NPOは Non Profit Organization の略。
【ミ】	
未利用地	本来、建築物等が建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる市街地において、田畑などの自然的土地利用のままになっている土地のこと。
【ユ】	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。
【ラ】	
ラストワンマイル	交通においては交通結節点、特に鉄道駅、バス停から最終目的地への移動のこと。
【リ】	
リダンダンシー	「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、都市計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワーク施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。
【ヨ】	
用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の純化を目的として定められる地域のこと。

2. SDGs との対応表

OSDGs の推進

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された国際社会の共通目標です。持続可能な世界を実現するため、2030年に向けた17のゴールと169のターゲットから構成されています。

あらゆるステークホルダーが参画し、経済・社会・環境の相互のつながりを意識し、統合的に取り組むことから、第6次湖西市総合計画に倣って、分野別都市づくりの方針に関連する17のゴールを表記します。

(SDGsの17の目標)

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロ
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナリシップで目標を達成しよう

湖西市都市計画マスタープラン改定版とSDGsの対応表

SDGsの17のゴール			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
第2章-4. 分野別都市づくりの方針								
4-1 土地利用の基本方針	(1)市街化区域の土地利用の基本方針	①住居系土地利用の基本方針						
		②商業系土地利用の基本方針						
		③工業系土地利用の基本方針						
		④その他の土地利用の基本方針						
	(2)市街化調整区域の土地利用の基本方針							
4-2 都市施設整備の基本方針	(1)都市交通体系の整備方針	①道路交通体系の整備方針						
		②公共交通体系の整備方針						
		③移動空間の整備方針						
	(2)公園の整備方針							
	(3)その他都市施設の整備方針	①下水道の整備方針						★
		②斎場の整備方針						
		③ごみ焼却場の整備方針						
4-3 都市環境と景観の基本方針	(1)緑地環境の保全・創出	①都市の骨格を形成する緑地環境の保全・創出						★
		②生活に身近な緑地環境の保全・創出						★
	(2)良好な景観の保全・形成	①湖西市ならではの景観の形成						
		②都市の顔となる拠点のまち並み景観の形成						
		③地域特性に応じた良好な生活環境の形成						
		④自然や歴史などの地域資源を活かした景観の保全・形成						
	(3)環境負荷の軽減							
4-4 都市防災の基本方針	(1)自然災害に備えたくらし環境の創出	①地震・津波対策の充実						
		②治水対策の充実	★					
		③土砂災害対策の推進	★					
	(2)防災指針の策定							
	(3)事前都市復興計画の策定							

凡例 ★：SDGs の 17 のゴールに該当するもの

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも 減らそう	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	★									
★	★									
							★	★		
		★								
									★	
							★			
					★					
							★	★		
				★						
				★						
★							★			
		★		★		★				
		★		★		★				
		★		★		★				
		★		★		★				